

入札監理小委員会
第272回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第272回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年7月31日（水）17:03～18:45

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 実施要項（案）の審議

○労働保険加入促進業務（厚生労働省）

○労災ケアサポート事業（厚生労働省）

○労災特別介護援護事業（厚生労働省）

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽専門委員、川澤専門委員、石堂委員

（厚生労働省）

労働基準局 労災補償部 労働保険徴収課 江原課長、園田課長補佐、古瀬課長補佐、
佐藤課長補佐、杉課長補佐、鈴木指導官

労働基準局 労災補償部 労災保険業務課 藤永課長、千葉課長補佐、笹川職認官、
小林係長、青天目主任、久保田係員

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第272回入札監理小委員会を開催します。

本日は、厚生労働省の「労働保険加入促進業務」の実施要項（案）、厚生労働省の「労災ケアサポート事業」の実施要項（案）、厚生労働省の「労災特別介護援護事業」の実施要項（案）について審議いたします。

最初に、厚生労働省の「労働保険加入促進事業」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

厚生労働省労働基準局労災補償部労働保険徴収課、江原課長より御説明をお願いいたします。なお、説明は15分程度でお願いします。

○江原課長 それでは、御説明を申し上げます。

配付資料として、横表の資料をお配りしているかと思いますが、ございますでしょうか。それに沿いまして、要項の説明をする前に、労働保険制度や本加入促進業務の全体像について御説明を差し上げたいと思います。

1 ページの労働保険でございますが、これにつきましては、労災保険と雇用保険を総称したものでございまして、2 行目でございますように、原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される強制加入の公的保険というところでございます。

適用事業の事業主につきましては、毎年保険料を納めていただくということでございまして、ページの下にございますように、現在、297万事業が適用されておりまして、右上にございますが、年間約3兆円の保険料を徴収しているということでございます。

しかしながら、中小企業を中心に、労働保険の適用対象であるにもかかわらず加入の手続がされていない事業がございまして、私どもとしては、未手続事業と呼んでいるところでございます。

未手続事業がこの297万のほかにも多く存在しているところでございまして、こういう状況につきましては、労働保険の健全運営、労働者の適正な保護を阻害するものでございます。また、保険料負担の公平が担保されなくなるということでございますので、未手続事業を対象に加入勧奨活動などを行い、その解消を図ることが非常に重要になっているところでございます。

こういう未手続事業の多くを占める零細事業主については、新陳代謝が激しく、把握に手間がかかるということもございまして、勧奨などを効率的に実施するためには、行政機関のみでは限界があるところでございます。

こうしたことから、そういった活動を外部に委託して、未手続事業の解消を図るのが本業務の趣旨でございます。

2 ページに本業務の全体の流れが書いているところでございますが、受託者の行う主な業務は、この表の真ん中の枠にありますように、1 目として「未手続事業の情報収集」というものがございます。

もう一つといたしましては、2 目のところでございますが、「未手続事業への適正加入勧奨、制度の周知・相談対応」になります。

詳細につきましては、また後ほど御説明いたしますが、受託者におきましては、事業の実施に際し、左側の枠にございます都道府県ごとにある厚生労働省の地方出先機関の労働局と密接な連携を図りつつ、右の枠にありますように、受託者が各地方事務所に配置する「労働保険適正加入推進員」の個別訪問による加入勧奨を行っていくことになっております。

3 ページは、本業務の受託者決定についての過去の経緯でございます。

受託者決定方法については、これまで、企画競争によりましたが、この表にございますように、21年から23年はいずれも2者応札という形で行ってまいりました。

24年を見ていただきますと、このときは1者応札となったところでございまして、入札しなかった民間事業者の意見も踏まえまして、25年度の事業実施に当たりましては、新規参入促進を図ることいたしました。具体的には次の4ページをご覧いただきたいと思っております。

上のほうにございますが、入札しなかった民間事業者の意見も踏まえまして、落札者の決定時期を2週間程度前倒して、準備期間を確保するとか、審査のポイントとなります評価基準を詳細に示すとか、そういうことを行いましたところ、25年度は全保連のほか、NHKの放送受信契約業務を受託している株式会社の2者が応札いたしまして、そのほかにも、この業務に関心を持って入札説明会に参加した民間業者が4者あったところでございます。

さらに、本日御審議いただきます26年度の実施要項の作成に当たりましては、25年度の入札説明会に参加した民間事業者に、新規参入促進に効果的な方策についてヒアリングを行ったところでございまして、民間業者の方からは、準備期間をさらにもっととって欲しいとか、人員の配置についての自由度を高めて欲しいという意見もあったところでございます。

これを踏まえまして、4ページの下にあるように、一つとしては、①にございますように落札者の決定時期をさらに前倒しするという一方で、12月にしたとともに、後ほど御説明しますが、事業スキームや人件費単価について弾力的な取り扱いを可能にするといった変更を行いました。

さらに内閣府の事務局ともいろいろ御相談させていただきまして、新規参入促進とか、特に受託経験のある事業者とのイコールフットイングといった観点などからの御指摘もいただきましたので、③記述内容をさらに詳細にするなど要項を改善するとか、④本業務のフロー図や想定される年間スケジュールを添付するとか、⑤マニュアルなどの従来の実施状況の情報開示を行うとか、⑥提案書のひな形を添付するようにしたというものでございます。

なお、要項につきましては、弁護士の先生や公認会計士の先生など、外部の有識者の方にも相談しながら作成しているところでございます。

以上が前置きでございますが、これから具体的な要項の内容の説明に入らせていただきます。

要項（案）の3ページに組織、人員体制という項目でございます。

ここにもありますように、まず事務所におきましては、後ほど御説明いたしますが、都道府県労働局との密接な連携を図ることが必要でありますので、東京都内に本部組織、また都道府県ごとに地方事務所を設置するとしているところでございます。

具体的な人員は、次の4ページの②のア及びイにありますとおり、各地方事務所に事業所を訪問して加入勧奨を行う推進員を、また、推進員に対する指導、命令、委託者や関係機関との連絡調整を行う促進員を本部及び地方事務所に配付するとしているところでございます。

なお、促進員につきましては、今般運用を弾力化して、みずから加入勧奨を行うことも可能にするという取り扱いにしております。

5ページ、真ん中あたりに「（3）業務内容」がございます。

加入勧奨を行うためには、まず、その対象となります未手続事業の情報を把握する必要があるということでございまして、このために民間事業者におきましては、まず商工会などの事業主団体から未手続事業の情報提供を受けたり、地域の情報誌などを活用して独自調査を実施したりすることによって、情報を収集していただくということでございます。

（3）の①の第3段落のなお書きに書いてございますが、イコールフットィングの確保の観点から新規参入事業者が本事業を受託した場につきましては、事業主団体から協力が得られるように、希望があれば厚生労働省から事業主団体への協力依頼を行うとしているところでございます。

収集の目標数は、5ページの下にございますように5万事業。このうち9月末までに4万事業分を収集するという形にしています。

この4万のほかにも、各労働局から地方事務所に対して、全国計で約2万の情報を8月末目途に提供するとしているところでございまして、地方事務所におきましては、これらをあわせて整理しまして、9月末までに未手続事業名簿を作成して、本部及び労働局に提出することになっているところでございます。

収集した情報でございますが、各労働局から提出された情報が重なっている場合もございまして、この場合につきましては、民間事業者の収集分としてカウントする取り扱いにしているところでございます。

その後の活動の流れでございますが、6ページ「ア 第1回協議会」のところがございますように、民間事業者の各地方事務所におきましては、4月を目途に労働局と第1回目の協議会を開催するというところでございますけれども、この時点では当該年度の名簿がまだできていませんので、この場では前年度名簿に記載された事業について、「地方事務所と労働局のいずれが加入勧奨を担当するか」という分担を決めるというものでございます。

具体的な分担は、少し飛びますが32ページ、別紙5といたしまして、フロー図が出ておりますけれども、下の「○」をご覧ください。

民間事業者はここにありますように、原則、新規に収集した未手続事業を担当するとい

うことをごさいますて、労働局は原則、前年からの繰り越し分などの困難事案を担当するということをごさいます。そういうことで、前年度の名簿については、労働局の担当が多くなると思いますが、例えば前年の3月に把握したばかりで、未接触の事業については民間事業者が担当することになるということをごさいます。

第1回の協議会では、「加入促進計画」という年度の計画を策定するとか、協議会終了後に本部に報告するという流れになります。

また6ページにお戻りいただきまして、真ん中あたりのイにありますように、9月に第2回の協議会を開催しまして、でき上がった当該年度の名簿に記載された事業について、民間事業者と労働局の役割分担を決めます。その上で名簿を本部に提出するというところをごさいますて、この役割分担に基づいて加入勧奨を行うということをごさいますて、2回程度訪問しても加入に結びつかないような困難事案については、労働局に担当替えをすることが可能になっているところをごさいます。

また飛びますが35ページ、別紙7といたしまして、2のところをごさいますて、訪問して加入勧奨を実施した場合には、調査説明費としまして、1訪問当たり1,200円、1事業当たり上限2回まで支給するということをごさいます。

また、3の(2)にごさいますように、成功報酬費ということで、勧奨の結果、保険関係が成立した場合、1件当たり9,000円を支給するという形にしているところをごさいます。

6ページに戻っていただきまして、下のウにごさいますように、3月には第3回の協議会を実施することにしておりまして、ここでは、当該年度を振り返って改善点について協議して、その内容を本部に報告するという流れになっているところをごさいます。

以上が本業務の主要な部分をごさいますて、そのほかに本業務がより効果的、効率的に実施されるために、6ページから9ページに実施していただきたい事項を挙げているところをごさいます。主なものを挙げますと、6ページの一番下の③といたしまして、全国会議を開催して、好事例についての情報の共有を図るとか、8ページの上にごさいますように事業主説明会として、制度の趣旨とか加入の手続について理解を深めるための説明会を開催するというところをごさいます。

これつきまして、ウの4～5行目にごさいますて、商工会が行う事業主説明会の場を活用することも差し支えないとしているところをごさいますけれども、これつきましては、新規参入業者のイコールフットィングの観点から、新規参入者が受託した場合には、希望があれば商工会に対して、厚労省から協力依頼をするということを考えているところをごさいます。

それから、同じページの真ん中あたりのエにごさいますように、推進員に対する研修を実施するというところや、8ページの下にごさいますて、その他の項目の1項目目にありますが、関係機関との連携ということで、労働局等とは未手続名簿の作成とか、協議会の開催のほか、困難事案など、いろいろな面で連携が必要になってまいります。

なお、監督署、ハローワークとか、事業主団体とは、今、説明した事業主説明会の開催

に当たって連携が必要になってくるために協力体制を確立するようにしているところでございます。

少し飛びますが、10ページ「業務実施に関して確保される業務の質」の点でございます。

業務目標につきましては、中ほどのアに書いてございますが、未手続情報の収集は5万件、このうち4万件は9月までに収集する。5万件と労働局が提供する2万件をあわせまして、イにあります7万件を加入勧奨対象としまして、このうちウにございますように3万2,000件については、保険関係を成立させるということを目指しているところでございます。なお、目標値は直近3カ年の実績をもとに設定しているところでございます。

次に、11ページ、②のイにございます、委託費の支払いの関係でございます。

これについては、四半期ごとに業務実施計画の履行内容を確認して検査した上で支払うということになりますが、ただし書きにございますように、検査の結果、業務の質が確保されていないことが明らかな場合は、業務改善計画を提出して、厚労省の承諾を得ない限り委託費の請求はできないと規定しているところでございまして、これについては、今回、業務の質の確保の観点から新たに要項に盛り込んだものでございます。

11ページから12ページにかけましては、入札参加資格に関する基本的な要件が書かれているところでございますが、12ページの下(9)につきましては、今般、新たに加えたものでございますけれども、ジョイント・ベンチャー（共同企業体）による入札も可能にする旨の規定を盛り込んだところでございます。

13ページ、全体のスケジュールにつきましては、昨年度より前倒しをいたしまして、スケジュールの⑧にございますよう、12月下旬ごろには予定者を決定するというところで、準備期間を長くとれるように配慮しているところでございます。

次に落札者の決定方法について、14ページの真ん中あたりの6をご覧いただきたいと思っております。

ここがございますように、評価方法については、総合評価落札方式を予定しているところでございまして、入札参加者の提出した提案書の審査・評価は、厚生労働省の職員2名と弁護士などの外部の有識者3名から構成する評価委員会で行うという形でございます。

採点方法については、14ページ下の(1)の①にありますように、必須項目審査をまず行いまして、そこで合格となった入札参加者には基礎点を付与するというところでございますが、その上で加点項目について審査を行います。

加点項目については、次の15ページの表1にございますようにA～Dの4段階で採点を行いまして、各項目の得点に、その項目の重要度に応じて設定されましたウエイトを乗じた点数を合計したものを加点とするということでございまして、基礎点と加点の合計について、各委員の平均値を技術点とするという形でございます。

価格点は、同じ15ページの(2)の②にございますとおり、入札価格に応じて付与するという形でございます。

技術点と価格点の配分につきましては、15ページ下の表2に記載しているとおりでござ

いますが、この点については、現在、財務省と並行して協議を行っているところでございまして、その協議結果によっては変更があり得ることを御承知おきいただければと思っております。

次に、従来の実施状況に関する情報の開示でございますが、16ページの真ん中あたりでございます。

別紙10ということで、飛びますが、41ページでございますように上から経費、人員数、目標の達成状況といったものを開示しているということでございまして、それぞれの詳しい内訳につきましては、42ページ以下に添付しているところでございます。

そのほかのポイントといたしましては、18ページの上の「秘密の保持」ということでございまして、この中で個人情報の取り扱いといったものについての規定を設けているところでございます。未手続情報など、個人情報を取り扱いますので、こういった規定を設けているところでございます。

以上が、ポイントの説明でございます。

時間の関係もございまして、少し足早ではございましたが、説明は以上で終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御質問、御意見のある委員は、御発言をお願いします。

石堂委員、どうぞ。

○石堂委員 41ページ、最後に御説明していただいたもので、この事業の契約額というのは、8億6,000万くらいという認識でいいのですか。

○江原課長 そうなります。

○石堂委員 今まで2者応札だったり1者応札だったりという御説明があったのですけれども、今までずっと同一業者がやってきたと聞いていますが、その事業者のやっていること全体の中に、8億が占める比率というのはどのぐらいになるのですか。

○江原課長 全体の事業費の中で見ますと、現事業者の経費全体に占める割合は、24年度の実績でいきますと約16%で、そう大きく増減しているものではないと思っております。

○石堂委員 わかりました。

今まで2者参加してきたことがあるというのが何年度かありましたけれども、この2者というのは、落としたところともう一社は共通ですか。

○江原課長 21、22、23は一緒でございますが、25は別の会社でございます。

○石堂委員 説明の冒頭で強制加入なのだというお話があったのですけれども、困難事業と言われる、入りなさいと言っても入らないところというのは、強制加入との関係で考えたらどう理解すればいいのですか。

○江原課長 労働保険は、冒頭申しあげましたように強制加入でございますが、行政が出ていって職権で加入させるという方法もあるのですけれども、いきなり加入させても結局保険料の未納にもつながってしまいますので、これまでの加入促進のやり方としては、ま

ずは民間事業者のほうで勧奨を繰り返し行い、民間事業者でできなかったものは困難事案ということで、先ほど申し上げましたように、労働局のほうに移管されまして、今度は労働局の職員が再度行政の立場でより強い勧奨を行うという形でございます。

多くの未手続事業については、それまでには入っていただいているのですが、それでも入らない場合は職権による成立手続といったもので入っていくということでございますけれども、基本はこういう勧奨による、ある意味では納得というか、強制加入であるという趣旨を理解した上で手続をしていただくことによりまして、保険料納付いただくことが最終目的でございますので、保険料の適正な納付につながるように業務を行っているところでございます。

○石堂委員 資料の32ページの加入勧奨における役割分担等についてというところで、未手続事業者10万という数字がぽんと出てくるのですけれども、これは一方で年間5万を目標にということから行くと、今回契約する2年間の期間で、大体今時点で把握しているものは整理できる計画になっているという理解でいいですか。

○江原課長 10万という数字なのですが、労働保険全体を見ますと、毎年、二十数万が、この勧奨を含めて成立しているのですが、一方で、毎年同数ぐらい消滅しており、特に小さい事業を中心に新陳代謝がかなり激しく行われているところでございます。ですので、我々の目標としては、一掃対策というぐらいで、ゼロを目指しているのですが、毎年二十数万ぐらい新規成立・適用が発生してございますので、そういう中で、できるだけそういうのをゼロに近づけていく取り組みを、一掃対策の一環として行っているところでございますが、そういう中でできるだけ解消に努めていくということでございます。

○石堂委員 そういう意味では、2年契約でやっていって係員を配置していろいろ努力しても、各年度末の断面で見ると、やはりまた10万くらいずつ常にあり続けるだろうという数字ですか。

○江原課長 できるだけその水準を下げっていくという取り組みをしておりますが、細かい数字は今、持っておりませんが、数年前に比べますと絶対水準である未手続事業の10万という水準は、少しずつ下がってきているところでございます。

それをより減らしていくという努力は、未手続事業が発生してしまったものに対する対策でございますが、他省庁とも連携しながら、例えば、事業の許認可の段階で通報してもらうとか、いろいろなほかの取り組みも含めた総合的な一掃対策の中で取り組んでいるところでございまして、我々としては、できるだけそういう形で未手続をなくしていくという努力をしているのでございますが、発生してしまったものに対する主要な施策としては、まさにこの労働保険加入促進業務が根幹になっているところでございます。

○石堂委員 あと、大体年間5万でいくということなのですが、制度としては、1人でも雇用者がいればということですが、やはり最終目標が保険の確保ということであれば、未加入の中で大きいところから攻めていくといえますか、そういう努力が要ると思う

のですけれども、その方法は何かあるのですか。ともかく360度打ち続けるという感じなのか、大小で若干差をつけて大きいほうからなるべくやっていきたいと思いますということなのか。

効率から行けば従業員数が1人のところよりは、10人、20人抱えていて未加入のところを攻めたほうが効率はいいはずだと思うのですけれども、そういうことは可能なのか、そういうことはある程度何かの方法でやっておられるのか。

○江原課長 具体的に、この未手続名簿の中でどこから責めていくかというのは、委託業者の方で、まさに効率的に地域の実情とか、そういう取り組みの中で行っておりました、特に国の方でここからやってくれという指示はしていないところでございますが、民間事業者の方では具体的には、どこを攻めていくとか勧奨していくかというのは、未手続名簿と地域の事情を見ながら、地方事務所において推進員に箇所づけしていくという形で行っています。そういう中で対応させていただいているということでございますので、特に当方から規模幾つ以上という形では、指示をしていないところでございます。

○石堂委員 そういう意味では、35ページの加入勧奨推進費の支給基準というのがあって、1事業1回訪問当たりとか、あるいは保険費の成立も1件当たりということになっていて、この1件というのは30人まとめた場合もあれば1人の場合もあるということだと思うのです。そうすると、1件に大きい人数を獲得してきたときと、1人だけのときに差をつけるとか、実際に勧奨が、先ほど言ったように効率性のほうに動く工夫はないですか。

○江原課長 規模に応じて差を設けるというのもなかなか理屈としては難しいのですが、やはり入ってもらう苦勞という意味では、小さいところも小さいなりにあって、従業員数が少ない事業場であれば、ある意味では「今でもかなり経営上ぎりぎりだ」という困難度もあるので、当方の保険料収入とすれば確かにあるのかもしれないけれども、なかなか今の支給基準の中でそういう形は難しいのかなと思います。

○石堂委員 まさしく小さいところも大きいところも手間は一緒だろうと思うのです。それゆえに大きいほうに重点を置いて実施するほうが効率的でしょうということを今、言いたいわけで。

○江原課長 ですから、基本的には未手続名簿にあるところを全体の対象にして、その中から、例えば具体的にまず回る前には状況を電話確認して、実際未手続名簿の中でも今、労働者がいないというところもあったりするという形がございまして、大きいところからということが、どこまでうまくできるのかなというところがあると思います。

○石堂委員 いずれにしても、未加入の名簿が、これに基づいて仕事をしようというときには、相手は何人の事業体であるかというのは当然わかるわけですね。

○江原課長 名簿の中では、確実に何人ということまでは分かりません。要は、入っていないだろうとか、そういう程度の情報なので、具体的に何人というのは、あらかじめ未手続名簿の段階ではわからないということになります。

○石堂委員 でも、鉄工所なら鉄工所で、何々という名前が名簿に上がってくるときに、何人くらいが働いているのかわからないということにはならないのではないですか。

○江原課長 今、情報をいろいろな業界から聞き出すとか、それ以外に電話帳で調べたりとか、そういうのでいろいろな情報を集めておりますので、なかなかあらかじめ正確な労働者数の把握はできていないのが現状です。

○石堂委員 はい。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。

まず、実施要項の5ページ目の業務内容の①に、未手続事業名簿の作成というのがあるかと思うのですが、こちらで「電話帳等を活用した独自調査を行うこと等により」という記載があります。少し細かい話にはなるのですが、評価表の部分で39ページを見ますと、未手続事業名簿の作成というのが必須項目になっておりまして、これはお考えかと思うのですが、比較的独自調査であったり、そういった民間事業者の調査において未手続事業者を発掘するというよりは、6ページ目の第1回協議会の場で労働局との話し合いにおいてある程度役割分担を決めて、実施すべきことということが示されて名簿を作成する。そのために必須項目として加点項目とされていないというお考えなのか。そのあたりの整理を少し教えていただければと思います。

○江原課長 未手続名簿を作成必須にしておりますのは、まさに加入勧奨をする基礎になる部分でございますので、これについては必ずつくっていただくこととなります。要は名簿がしっかりつくられないと、勧奨するターゲットが決まりませんので、そういう意味で、ここにありますように作成は必須項目という形になっているところでございます。

具体的な未手続の把握になってまいりますと、これについては行政のほうも監督署が立ち入ったり、ハローワークの求人を受けたりするという中で把握する情報もございまして、冒頭でも申し上げましたように、それだけではなかなか手が回らないので、民間事業者にこういった独自調査といったものとか、事業主団体のほうから情報を集めていただくとか、そういったようなものもあわせて、一定数こういった形の未手続の事業を把握するというところをございまして、

○川澤専門委員 お伺いしたかったのは独自調査の精度ですとか、調査の確実性みたいなものが事業者によって変わり得るのであれば、そこは加点の提案として受け付けることも考えられるのかなと思ったのですが、そこは余り事業者間で差が生じないであろうというお考えでございましてか。

○江原課長 やはり集める手法としては、ここにありますように電話帳だとか、そういうものを使う。基本調査はそういうものでございまして、あと事業主団体も会員名簿とか新規会員情報がございまして、基本となるソースにかなり共通性があるのではないだろうかと思っております、この部分は特に加点ということでは設けていないところでございまして、

○川澤専門委員 もう一点、実施要項の45ページ、46ページです。

23年度の実施状況と24年度の実施状況を記載いただいております、地域別に見ますと、大体全ての地域で24年度のほうの実績が良く、例えば未手続事業の情報収集数の把握数がふえているということが見られるのですが、これは例えば事業者の努力によって数

が増加したと考えていらっしゃるのか、それとも労働局さんですとか、関連団体との連携がうまくいったとか、関連団体の努力というか、そのあたりの分析といいますか、考え方について、お聞かせいただければと思います。

といいますのも、それによって目標数の設定とか質の水準というところが、どの程度を水準とするのがよろしいかという考え方が変わるのかなと思いますので、そのあたりを教えてくださいませんか。

○江原課長 23年度に比べて24年度の実績が全般的に上昇した背景ですが、これもなかなかこれだと特定するまでには分析ができていないのでございますけれども、一つとしては推進員を増加させたとか、地域の全般的な経済情勢がよくなっているとか、そういういろいろな複合的な要因の中で生じてきているのではないかなと認識しているところでございます。

○川澤専門委員 そうしますと3カ年、もしくは2カ年の実績を踏まえて、今年度も質の水準のところに記載されている情報収集5万件と、加入勧奨7万件と、成立件数で3万2,000程度というのが妥当であるとお考えでいらっしゃるということですか。

○江原課長 目標の水準といたしましては、基本的にこれまでの実績の3年平均で、実績に基づいた数値ということで設定しておりますので、適切な水準であると判断しているところでございます。

○浅羽専門委員 今の実績の点につきまして、数字の確認というか、意味合いを教えてくださいたいのですが、実施要項では未手続情報を受託者さんが5万、2万を労働局さんから紹介していただいて、合わせて7万を基本として、それに対して加入勧奨を行う。もちろん、その中の役割分担等で多少変わるというお話だったのですが、実施要項の41ページで、過去の実績の中で、平成24年度は大体そんな形になっているのですが、平成23年度を見ますと、受託の業者さんは3万4,000件実績があって、加入勧奨が6万4,000あるのですが、これは労働局から紹介されたのが2万ではなく3万あったという理解でいいのか。その場合は、目標設定との関係はどのようになるのか教えてくださいたいのですが、いかがでしょうか。

○杉課長補佐 労働局のほうから一応、目標は大体2万ぐらいをお渡しするという事になっているのですが、実際年金データとかと照合いたしますと3万近くの方が渡される年度もありまして、たまたま23年度については、労働局のほうから提供したデータがやや多かったということであったと承知しております。

○浅羽専門委員 ということは、例えばこの23年度は違いましたけれども、仮に受託業者さんが5万を集めて、さらに3万の情報が渡されたとしたら、目標は7万ですが、母数の8万を基本的に勧奨するというのがベースというか、基本的な考え方ということになるのでしょうか。

○杉課長補佐 その中で取捨選択は事業者さんでされますし、労働局と協議会の中で分担割をするので、事業者としては、7万実施するからできない部分については労働局で行っ

て欲しいとか、まさにそこは現場レベルで調整のある部分だと思います。

例えばこう言うのはなんですかけれども、加入勧奨をして、こういうところは難しいというのであれば、もしかするとそちらは労働局で行って欲しいとか、いろいろ調整はあるのではなかろうかと思えます。最終的な目標に関して、成功報酬費が推進員に渡るのは、労働保険の成立に基づいた場合で、そういう意味では絶対の目標に至るのは3万2,000の成立というところがございますので、その間、勧奨をどうされるのかというのは、相談の余地のあるところなのではないかなと思います。必ずしも名簿が8万あるから8万全部を実施してくださいということにはならないと思っております。

○浅羽専門委員 一方で、加入勧奨でも成立とはちょっと大分析が違いますけれども、一応報酬が出されるとなっておりますが、事業者として目標とは別に、8万あるなら8万分やりたいという場合には、これは予算との関係で、8万やったとしても全部丸々8万掛ける1,200円をお支払いすることになるのでしょうか。

○杉課長補佐 予算の総額が決まっておりますので、やはりある程度のところで打ちどめというのはしなければいけないのではないかなと思います。

○浅羽専門委員 何でこんなことにわざわざこだわっているのかというと、従来からやっていたら業者であれば、そこら辺のところは多分わかっており、説明などしなくてもわかっているのではないかなと。少ない年もあったし、多い年もあったし平均するとこれぐらいだった。紹介されるのも2万だけれども、3万くらい来るとも結構あるのだということを知った上で、その範囲内で取捨選択とかを考えられる。それに対して、実際に行っていないところは、そういう事態に直面することを想定していないでやり始めるのかなと思いたしたので。

○杉課長補佐 もしでき得るのであれば、そういうアナウンスができる方法を少し考えたいと思います。

○尾花主査 40ページの提案書評価基準表の一番上の31項目について質問があるのですが、地方事務所において、事業主団体と具体的にどのような連携・協力体制が計画されているかというポイントについて、加点項目とされていて、さらに加点項目のウエイトが掛ける4で4倍になっている部分だと思うのですがけれども、この連携については、先ほどイコールフットイングの観点から、8ページのところで厚労省さんがお手伝いをしますというポイントだったと思います。

そうすると、お手伝いをされながら、かつ、うまい企画をすると加点項目になるというのが何か矛盾するような気がいたしまして、弱い部分をお手伝いしながらうまく企画すると加点項目になるというのは、従来やっていた方のほうが有利なような気がするのですが、何かこれはお考えがあってこういう形にしたのでしょうか。

○江原課長 行政の協力というところがございますけれども、主体は委託業務で行っていただきますので、民間事業者さんのほうで主体的に話をつけに行くということで、連携協力を行うということがございます。特に協力すると言っても、新規参入業者にとっては、な

かなか事業主団体とおつき合いのないようなところもあり、当然、このような業者が参加してきて落札することがありますので、そういうときに、全く見ず知らずのところに行って欲しいというのでは、参入障壁になるのではないかということも考えました。ですので、行政の方で行うこととして、例えば商工会議所であれば、本省レベルで商工会議所の連合会がありますので、そういったところに協力依頼、「今度、こういう事業者さんが落札したので、協力方お願いしたい」とか、労働局レベルでも、それぞれの都道府県の単位の事業主団体、商工会議所の連合体などもございますので、そういったところに要請文を出すということを考えているところでございます。

特に加点項目を高くしておりますのは、事業主団体と連携を強めるということは、連携の強化という意味では、ほかに労働局とかそういったところもございますが、それに比べますと、民間の対応でございますので、行政との連携よりも、よりそういう意味で難しいところもございますし、この業務でこれまでやってきた経験からすると、事業主団体と連携を強めることが非常に効果を上げることになります。情報把握もそうでございますし、勧奨におきましても、業界の中から紹介を受けてという形になると、その商工会議所とかの会員であるのに、労働保険に入っていないということも、一つの広い意味での呼び水にもなるということで、そういう意味で事業主団体との連携というのは、これまでやってきた中でも、業務の効果的、効率的な実施に寄与度が大きいと思ひまして、効果を高いものにしていただいておりますので、決して既存業者が有利ということではなく、新規業者がやりやすいようにするための行政の協力の項目でございます。

○尾花主査 わかりました。

同じ40ページで事業実績について伺いたいのですが「応募者が直近3年間に類似事業を実施した実績があるか」が掛ける2のウエートになっていて、それとさらに加えて他の公的機関から、他に事業の委託を受けた実績があるかということも加点に項目になっているのですが、これを特に加えられた理由を教えてください。

○江原課長 この業務をやっていただくに当たって、39番の項目に類似事業を実施した実績があるというのは、過去、こういう類似の勧奨の業務などをやった経験というのは、やはり類似であっても、本業務を的確に効率的に行う蓋然性が高いということで評価をしているところでございます。

40番の方で他の業務を受けたという実績につきましては、やはりこの事業につきましては、国の業務について、公共サービスとして行っていただくということでございますので、類似の事業でなくても、委託を受けたという実績については一定の加点をしようということで項目を設けているものでございます。

○尾花主査 それは過去、入札説明会に来た方々、6者あるという御説明を受けたのですが、いずれも、その方たちが満たす条件という前提でいらっしゃいますか。

○江原課長 全者かどうか確認しておりませんが、多くのところは他の公的保険だとか、そういったものの業務を行ったり、NHKの勧誘を行っている業者もあります。NHKの

契約もある意味では強制加入というか、受信機を置いたら必ず受信料を払わなければいけないという意味では、公的保険の強制加入に近いような類似性もありますので、そういうものも含めれば、ほとんどのところは実績があったかと思います。

○石堂委員 先ほどもちょっと言った訪問1回当たり1,200円支払う。これは訪問した事実の把握は、どうされるのですか。

○江原課長 訪問したときには、64ページに現在の業者が使っている様式がございますのが、これにとられるものではございませんが、おおよそこういう報告書の中に訪問記録として、真ん中あたりにございますように、いつ、どういう方にお会いしたかとか、その後の成立の見込みとか、そういったものを書くということでございます。推進員の方はこれに記入いたしまして、地方事務所のほうに提出いただきまして、そこでチェックし、また、さらに支払いに当たりましては、本部のほうでも重ねてチェックするという形で行っております。

○石堂委員 会計検査院が民間業者に入りますよということも書いてあって、結構厳格なのだろうなと思うのですが、この64ページの様式の中で、相手側が確かにこの人が来ましたということは何もないですね。代表者の名前があっても代表者が判こを押すわけではないから、あくまでも行った人が行ってきましたよというだけの書類ですね。

○江原課長 この報告様式ではそういう形で運用をしているところでございます。

○石堂委員 それで訪問したという事実の確認、チェックといってもできないのではないのですか。

○江原課長 いずれにしても報告書に基づいて、そこは各地方事務所のほうでチェックといたしますか内容を確認しているという形でございます。

○石堂委員 申告の内容は確認できても、行ったという事実は最終的に確認できないのではないのですか。性善説なのですか。

○江原課長 ただいまの質問の御趣旨としては、チェックを何か別の方法で、申告書の内容を別途調査しなさいということですか。

○石堂委員 1回当たりの訪問に対して1,200円支払うわけで、訪問したかどうかをチェックしないで払う。そのチェックが本人の申告だけだというのは、何か弱いのではないのですか。

○杉課長補佐 確かに委員おっしゃるとおり性善説に基づく支給をしておりますが、実際現事業者はやはり関係の団体職員を委任という形でやっていますので、ある程度、信頼できる者が受任して加入勧奨に回っているのです、そういう信頼関係の中で性善説に基づいてやっております、行政としてもそこを信頼してやっているという状況でございます。

○石堂委員 今まで会計検査院が入ったことはあるのですか。

○杉課長補佐 ございます。

○石堂委員 それなのにそういうことについての指摘はなかったのですか。

○杉課長補佐 なかったです。

○尾花主査 最後にですが、今回は全国一括配置の御方針ということで、これで公サ法に乗ったよい入札手続ができればとてもいいと思うのですが、何か今後それがうまくいかなかった場合のブロック単位発注みたいなものについて、何か御検討されていれば教えていただきたいのです。

○江原課長 今、委員からもお話がございましたブロック化というのは、参入しやすくするという御趣旨のご質問なのかと思うのでございますけれども、当方といたしましては、25年度の入札説明会に、先ほども御説明しましたように全国規模の事業者が6者参加しまして、このうち2者が入札しているというところでございます。この事業に関心を持っている業者さんというのは、そういう意味では全国規模の業者さんが全てでございます。

ですので、仮にブロック化して実施した場合、そういった事業者にとっては、ある程度スケールメリットが生かせず、採算がとれなくなる恐れがあるといったこともございまして、本業務に関しては、そういうデメリットというのがかなり大きくなるのではないかなということと、加入勧奨にかかわるノウハウの共有ということに関しても、全国レベルで実施したほうが効率的かつ効果的であると思っております。

当方としましても、新規参入促進のためには、既にいろいろ冒頭申し上げましたように、特に事業者の意見を聞いて、準備期間を設けて欲しいということなど、そういうこともございまして、3カ月間スケジュールを前倒しするとか、そういった参入促進策をいろいろ講じてきているところでございまして、こういう枠組みで行っても十分入札については適正に行うことができると思っております。

○石堂委員 先ほど私、訪問した事実をどう確認するかということをしつこく聞いたのですけれども、もしかしたら、あれですか。訪問して、1回行って推進員があきらめてしまう。2回行ってだめなときには困難事業として引き継ぐけれどもというときに、1回だけ行って相手は納得しなかったけれども、2回目は行きませんでしたということは逆に許されないのですか。

○江原課長 そういうのはあり得る話で、相手の反応の仕方です。「何しに来ているんだ」とか、そんな状況でしたら2回行って意味がございませんので、そこは相手の感触を見ながらやっているということでございます。最終的な報酬として、成功報酬の9,000円を得ないと、推進員としても利益としては非常に薄く、9,000円につなげるためには、ある程度相手の反応も見ながらそこはやっております。ですから1回でこれは無理だというのは困難事案にするという形であきらめることは、当然起こり得ることです。

○石堂委員 訪問先に行った以上は、必ずそこで成立するか、それとも困難事業として国に引き継ぐか、どちらかですと。要するに1回行って、もうこれ以上は行かず、しかも困難事業として国に引き継ぐこともしないことはないのだという理解でいいですか。

○江原課長 そういうことはないです。困難事案は労働局のほうに通報というか連絡していただくこととなります。

○石堂委員 当初の説明だと、2回行ってだめなのは困難事業としてという御説明があっ

たけれども、1回でこれはひどい相手だと思ったら、1回で困難事業として引き継ぐということがある。逆に言うと、1回行ってうやむやになることはない。

○江原課長 そういうことはないです。

○杉課長補佐 1点補足させていただきますと、1回で成立する場合がありますし、1回でもうだめだと言って、困難事案リストということで労働局に移管して、労働局でしっかり実施してもらおう。逆に事業者のほうから話を聞きますと、あと1回行ったら成立しそうだった場合、逆に1,200円をもらえなくても足を運ぶ。9,000円のために自腹を切っても足を運ぶケースもあると聞いております。

○尾花主査 時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）について、今後実施されるパブリックコメントの結果を後日、入札監理小委員会で確認した上、了承することとさせていただきます。

ありがとうございました。

（厚生労働省労働保険徴収課退室、厚生労働省労災保険業務課入室）

○尾花主査 続いて、先週に引き続き「労災ケアサポート事業」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課、藤永課長より御説明をお願いします。

なお、説明は10分程度をお願いします。

○藤永課長 藤永でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、前回の委員会での御指摘につきましては、私どもの思いが至らなかった点多々ございましたので、原則全て反映させていただいておりますことを冒頭御報告しておきます。

では、早速ですけれども、当日配付資料で記載をさせていただいておりますので、それに基づいて御説明をさせていただきます。

第1に、労災ケアサポーターの仕様書について、労災ケアサポーターの業務内容がいま一步詳細に示せないかという御指摘だったかと思っておりますけれども、結論から申し上げますと仕様書に盛り込みました。

具体的には、資料の28ページの（3）です。

そこに目安とする時間ですとか件数について記載をさせていただきました。

49ページ、50ページに訪問支援時の相談項目の平成24年度実績の内訳。

裏面の50ページに傷病・障害別の支援例を添付させていただきました。

これで要件を満たせるのではないかと考えております。

第2として、利用者の分布がわかる資料がないと、労災ケアサポーターの旅費などの積算が難しいのではないかという御指摘だったかと思っておりますが、これにつきましても、同じ

資料の37ページから46ページに市町村別の分布状況を示すこととします。

これにつきましては、実は一度数字を入れたものを準備したのですが、地方の市町村で見たときに、「1人」という数字が立つケースがございまして、個人情報保護法上、特に問題があるとは思えないのですけれども、特定されることがいかかかと思いましたので、隣接の市町をくくった形でもう一回作り直したいと考えております。

いずれにしても、こういう形でお示しをしたいと考えております。本日は様式だけで申しわけございません。

第3の評価基準及び採点ということですが、ケアサポーターの支援内容の企画を重視するのではあれば配点を検討すべしという御指摘だったかと思えます。

資料の97ページ、99ページの2の(1)の③のとおり、満点を15点から25点に引き上げることといたしました。

第4の業者間の連携についてですが、まず1点目の取り次ぎに関してですが、30ページの③をごらんいただけますでしょうか。あわせて55ページの6の(2)にもなりますけれども、私ども厚労省の指示に基づいて関東ブロックの受託者へ転送することとしまして、その様式については86ページに添付させていただいております。

2点目の、言ってみれば他の受託者の「見える化」の御指摘ですが、受託者の決定後速やかに、後ほどの労災特別介護援護事業ともあわせてですが、全ての受託者、あるいは受託予定者という形になるのかもわかりませんが、一堂に会した全国会議を開催することとしました。

このような場をセットすることにより、受託者、委託者である私どもの全ての顔合わせができる。そういう場がセットされているということについて、受託者の、もしくは入札に関心のある方々の安心感というものが醸成できるのではないかなと考えております。

それから、当日配付資料の2ページですが、第5の「『委託事業実施結果報告書』の書式を予め示せないか」という御指摘については、これもおっしゃるとおりですので、33ページの④に記載させていただくとともに、様式例について111ページ以降に添付させていただきました。

第6のアンケートについてですが、アンケートの質問、採点についてですが、御指摘のとおり6ページの冒頭に記載しておりますが、4段階から5段階の評価に変更をいたしました。

また、109ページの間6ですとか、間7について項目を増やして充実を図りました。

さらに、回収、集計につきましては、32ページの(3)に記載させていただきましたけれども、厚労省において行うこととしました。

ただ、アンケートの配付についてですが、これはそれぞれの方々のところへ行く時期とか、そういうものがなかなか捕捉できないこと、後の回収等を考えますと、どうしても訪問時に配付だけは残さざるを得ないと考えております。

受託者から随時報告をいただき、私どもが送るという手法もありますけれども、受託者

に不要な負担を強いることにもなると考えましたので、配付だけは労災ケアサポーター訪問時に配付していただくという形にしたいと思っております。

最後になりますけれども、第7で各ブロックの収入・支出の記載について、年度間の経費変動に説明が必要ではないかという御指摘でしたが、これも105ページをごらんいただければわかるように、注としまして、例えば欠員等による人件費減ですよとか、賃借料、固定電話の減によるものですとか、そういった具体的な記載をさせていただきました。

労災ケアサポート事業に係る前回の御指摘は以上であったかと思っておりますけれども、事務局様等の事後の調整の中で、保険の加入の点につきまして御指摘を受けております。最後になりますが、あわせて御説明をしたいと思っております。

保険に加入するか否かは「受託者の判断によるものであり、保険加入は、委託費での支出が認められる」ということであるが、保険の加入を義務づける必要はないかという御指摘をいただきました。

これもおっしゃるとおりでございますので、私ども委託費での支出が認められるものですし、別に競争性があるものでもないもので、あるに越したことはないものでございますから、加入を義務づけるということで修正したいと思っております。

私からの前回指摘と、その後の事務局様との調整の結果についての説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○尾花主査 先週小委員会があったにもかかわらず、このようにたくさん御修正を検討いただき、ありがとうございます。

2回目の審議ですので、ポイントを絞って質問をさせていただきたいと思っております。

何かございますか。

○川澤専門委員 実施要項の35ページにつきまして、関係機関との連携について具体的に御記載いただきまして、ありがとうございます。

こちらなのですが、もう一つの事業の場合は千葉施設を取りまとめといいますか、指導的な機関とされていらっしゃるかと思うのですが、今、こちらの事業について、まさに各委託者間が協力して実施するという形になって平行な関係になっていると思うのですが、どの機関も指導的な立場にないということで、連携というのは機能するか少し懸念をるところではあるのですが、その点については、どのようなお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○藤永課長 この事業の中にもう一つ労災ホームヘルプサービスという事業がありますが、それについては、関東が中心的な機能を果たしますことは前回御説明したとおりです。

ほかの訪問支援につきましては、ブロックを超えてケアサポーターが訪問するとか、そういうケースというのは原則的には想定されませんので、そういった意味では平行な関係でも大丈夫なのかなと。もしそういうことがあったとしても、先ほど申し上げましたように全国会議というところで顔合わせができておりますので、十分連絡はとれる状態に

はなるのかなと考えております。

○川澤専門委員 ありがとうございます。

○石堂委員 仕様のところもかなり具体的にやっていただいたということで、今度アンケートのほうもかなり内容を変えていただきましたので、今回の契約はこれで行って、今度はアンケートの実績等を踏まえてより具体的な仕様に、さらに次回の契約のときにはまた考えていくという循環でやっていただければよろしいのかなと思います。

○藤永課長 ありがとうございます。

もちろん、また経験を積み重ねて詳細にしていきたいと思っています。

○尾花主査 前回問題になりました点で、1点だけ議論させていただきたいのですが、15ページの②の(ア)「なお、受託者は、円滑な業務運営のため、本事業に係る現受託者の職員の雇用について、現受託者と協議する等最大限努力すること」というのを書いていただいています。

○藤永課長 雇用の関係については、後ほど労災特別介護援護事業のところでも御説明を申し上げようと思っておりましたが、きょうお届けしたものは最大限の配慮とか、積極的になど書いていると思います。

実施要項(案)を提出後に事務局様のほうから、この民間競争入札制度の仕組みから考えて、前例としてもないし、そもそも趣旨が違うのではないかという御指摘も受けましたので、本日修正は間に合っておりませんが、一般的な規定に修正をしていきたいと思っております。

○尾花主査 わかりました。どうもありがとうございます。

時間となりましたので、本実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは、本実施要項(案)については、今後実施されるパブリックコメントの結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で了承することとさせていただきます。ありがとうございます。

同じく、先週に引き続き「労災特別介護援護事業」の実施要項の審議を始めたいと思います。

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課、藤永課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○藤永課長 引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

これも当日配付資料を準備しておりますので、それに基づいて個別に御説明をいたします。

まず第1に連携について、先ほどの労災ケアサポート事業の受託者との連携等々についてですけれども、両事業を受託した場合の有利性の御懸念のような御指摘がございました。

施設の紹介を受けた場合には、そもそも先ほどの労災ケアサポートの実施要項になりますが、35ページにおきまして、労災特別介護援護事業の全受託者へ情報提供することと義務づけておりますけれども、御懸念の点も確かに想定されますので、新たに実施要項の222ページになりますが、入居の経緯について調査票に設問を設けました。言ってみれば事後的にはなりますけれども、これで担保をとって確認をするという仕組みに作りかえました。

こういったことによりまして、不適正に誘導して、例えば両方受託している方が自社に有利なあっせんを行った場合、適切な業務を実施していないということで、事業全般に係るものとして、労災ケアサポート事業でしたら先ほどの資料の14ページですし、この労災特別介護援護事業でしたら同じように14ページの（3）で、一般的な指導ですけれども、法に基づく指示の項を適用して改善指導を行うこととなります。

また、受託者間の連携につきましては、先ほどの労災ケアサポート事業と共通ですので、重複は避けたいと思っておりますけれども、全国会議を設定することによって入札検討時からの安心感を醸成していきけるのではないかなと考えております。

会議の構成としては、両方の事業の全体会議、その後分科会みたいな形でやれば、皆さんそれぞれ顔が繋がると考えております。

先ほども主査のほうからお話がありました雇用の問題ですけれども、先ほど申し上げたとおり、民間競争入札の制度下では前例がない。事実上引き受けを義務づけるような規定にしますと、かえって参入障壁になるのではないかという御指摘もいただきましたので、制度の趣旨を踏まえまして、一般的な配慮程度の文章に変えていきたいと思っております。

前回御指摘のあった評価基準の矛盾点についても、矛盾のないようにしております。

参考にページを申し上げますと、227ページ、231ページで矛盾点がないようにさせていただきました。

第3の大変御心配いただいております運営預り金についてですけれども、当日配付資料の3ページに仕組みについての絵を持ってまいりました。前回と重複する部分もあるかもわかりませんが、若干御説明を加えさせていただきたいと思っております。

運営預り金と申しますのは、この事業を実施する上で、不測の事態、東日本大震災のような天災地変だったり、台風だったり、今回の山口、島根のような集中豪雨でしたりとか、そういった場合に施設が使用に耐えなくなったり危険な状態になったりした場合に、入居者を他の施設へ移転したり、医療機関へ移っていただいたり、そういった場合、例えば急激なインフレなどになりましたとしても、入居費改定はどうしてもタイムラグが生じますので、入居費の急激な減少を招いた場合の資金ショートに備えているものであります。国が保管することができないものでありますので、千葉施設の受託者に保管いただいているものです。

これは利息のつかない普通預金という形で保管していただいておりますので、金融機関破綻時も保証されるものでございます。

2億5,000万円という金額は、そういった不測の事態に備えるものとして、積算の上、会

計検査院の御了解を得た上での金額でございますので、申し添えておきます。

下の枠の資金の流れですけれども、国から千葉施設の受託者に保管について委託します。各受託者からの使用の申請も、国で受けて国が判断して使用するというものですから、施設間でやりとりをするというスキームのものではございません。

剰余金という言葉が誤解を生じているのではないかなということも考えております。この図の右に※で書いております。前回の小委員会で委託費、入居費等の経費のフレームについて御説明を申し上げましたとおり、収入については入居者からいただく入居費収入、国費である委託費というのがあります。それぞれ支出できる範囲を明示しておりますので、それぞれに不用額が生じた場合には、前回申し上げましたように一般管理費を除いて、全て国に返納していただくこととなります。

したがって、この事業における受益者にとっての利益というのは、先般御説明しました一般管理費の一部でしかあり得ないわけございまして、剰余金というと何となく利益のように見えるのですけれども、本来国に返納していただく義務のあるお金、そのうちの一部を預り金として持つという仕組みになっております。ですから、受益者の利益が損なわれるものではないというお金です。

もちろん東日本大震災の例を見てわかるように、そういう不測の事態が起きれば、財政出動がされることになるわけですけれども、やはりそれにもタイムラグがございまして、こういうお金があるということは、逆に受託者にとっては緊急時に対するリスク管理という意味での安心材料の一つにもなるのではないかと考えております。

最後の4ページにイメージとしての図を添付しております。

実際には使用したことはありませんが、北海道で24年度に3,000万円を使ったと想定した場合の例でございます。

2億5,000万円ありますので3,000万円使うと残りが2億2,000万円になります。3,000万円を補填して2億5,000万円に戻すわけでございますけれども、千葉施設との契約で千葉施設に1,386万円返納すべき剰余金、ここでは差額と記載しておりますが、この差額がありますので、まず、契約上千葉施設の差額をまず補填します。残りの1,600万強につきましては、国がどの施設から補填するかを決めて、この絵ですと、愛知施設の受託者の1,378万円、さらに不足分について、広島施設の受託者の一部(236万円)から補填することで補填する額を3,000万円にして、運営預り金を2億5,000万円に戻すという流れになります。

それぞれ一番下に各施設の差額が書いてありますが、これは先ほども御説明しましたように全部国に納付していただく金員でございます。

愛知施設とか広島施設とか千葉施設については納付する額がゼロになったり、不足が出るわけですけれども、それぞれ当初の額について、私どもは納付いただいたという確定通知を出すことにしております。そういう仕組みのものでございます。

なお、千葉施設が万が一倒産したりとか、悪意のある方で横領とか、そういうことがあった場合には、それは当然国として責任を持って千葉施設の受託者に返還を求めることと

なり、他の施設の受託者に返還を求めることは一切ないということになります。

預り金については以上でございます。

次の項目は、前回、小委員会では出なかったのですけれども、先ほどの労災ケアサポート事業に準じて措置したものがああります。2ページにお戻りいただきますと、第4としてアンケート、第5として委託事業実施結果報告書。これはそれぞれ労災ケアサポート事業の実施要項にあわせて、アンケートについては、5ページに記載、211ページに具体例ということで4段階から5段階にしておりますし、回収・集計についても同様でございます。

また、委託事業実施結果報告書についても、労災特別介護援護事業も必要になってまいりますので、そのように措置をいたしました。

最後に、大変申しわけないのですけれども、40ページの中ほどの（カ）です。本日私どもも気がついたのでありますが、行事の話が書いてあるのですが、ここに前年度の開催状況等を参考にとりたいながら、開催状況の情報を開示しておりませんでした。今、お配りしますが、きょうは千葉施設のものを持ってまいりましたけれども、例という形で情報の開示をいたしたいと思っております。

（資料配付）

○藤永課長 企画の柱の1つでございますが、コンペをするのにふさわしい部分ですので、十分開示をしたいと思っております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

本件も2回目の審議で、私どももたくさん説明を受けておりますので、ポイントを絞って審議させていただきたいと思っております。

石堂委員、どうぞ。

○石堂委員 運営預り金はますますわからなくなったという印象を受けるのですけれども、2億5,000万は国のお金なのですか。

○藤永課長 そうです。

○石堂委員 国のお金とした場合に、国としての予算上の処理というのはどうなっているのですか。本来国に返納されるべき金員と出てくるのですけれども、国に返納されたものを国が千葉施設に置いておくよとなれば、これは国として予算措置が必要だと思うのです。

○笹川職認官 運営預り金は、そもそもは施設利用料として入居者の方からいただいた入居費の残りを積み立ててきたものです。国のお金という言い方をしたのは、本来の国費という意味ではなくて、契約書上で国に帰属するものとして契約を結んでいるものですので、国のお金に準じたものという言い方が正しいと思うのです。ですから、例えばこの事業が全て終わりましたという場合についても、全て国にお返しいただくものでございます。

これはそもそも入居費ですので、入居者の方に対して使うお金だったわけですが、先ほど会計検査院の話もさせていただきましたけれども、結局国の事業を受託したことによって生じたものなのだから、不用額は国庫へ納付すべきだと言われたものです。あくまでも契約書上で国に帰属するとの整理をしているものでございます。

○石堂委員 国に返納すべきものであれば、その金員が国に到達しなければならないです。それをあえて国に行かずに、いわば迂回して千葉施設にそのお金を置いておくということになるのです。要するに非常に性格が曖昧です。検査院が言っているのは、検査院が先ほど了解の上という表現があったのですが、検査院は何を了解しているのかなど。

○千葉課長補佐 検査院が了解しているのは、まず持ち方。本来は国庫に納めなければいけないということはあるのですが、国のほうでは管理ができないということで、国に納付したこととして受託者に預けてもいいということと、金額として2億5,000万を8施設で見積もっておりますが、その金額について了解をしている。この2点でございます。

○石堂委員 今のお話の中で、国が管理できないという言葉の意味がわかりません。

○千葉課長補佐 国で受けてしまうと、歳入で受けるわけでございますので、そうすると、その金は国庫に納まって、本来2億5,000万円はどこかにとどめておきたい、すぐに出したいお金ですが、予算措置しなければ使えなくなってしまいます。本来ならば歳出予算として組めばいいのかもしれませんが、性質上これは組んだとしても、今まで実績がございませんので、不用となってくると思います。

そういった持ち方がいいのかということもございまして、検査院と協議の上、本来国から支出したのではない、国有財産を使用することによって発生する入居費の一部を、預り金という形で受託者のところに持っていられているということでございます。

○石堂委員 結局、資金の源が入居費であったかどうかということは、いわば余剰で国に納めるべきお金ということですから、もう関係なくなっているわけです。検査院がオーケーしているというのならそれ以上抵抗しても無駄になるような気もしますが、国が本来自分のところに帰属すべき金をあえて帰属させないということは、納税者の立場から見たら変な話です。どうして国は自分のところに戻ってくるべき金を戻ってこなくていいよと勝手に言うのですかと。

○千葉課長補佐 それは未来永劫戻さなくていいということではなくて。

○石堂委員 それだと時間の権利から考えても、30年なら国に収納しなくていいなんてことはどこにも根拠はあり得ない。国は収納すべきときに収納すべきであって、それを一時的にこんな中間的なところに置いておいていいということ、国がどうして言えるのかなと思います。本来国が収納すべきということであれば、国に収納しなければならないです。国があえて収納しないで、これはたかだか2億5,000万円ですけれども、ほかの収入にしても、これは本来国庫の収入です。だけれども、あえていいです、そちらに置いておいてくださいみたいなことが許されると私は思わない。

もう一つは、要するに緊急の場合に必要なお金があるということはわかるのです。それ

を支出する権限というのは、恐らく予算上、あるいは契約上の権限としてある。それに対する資金繰りの話なのです。そのときに2億5,000万の金をどこからか調達すればいいので、そこに現ナマがないから困るという話では全然ないと思うのです。

その調達することができないかもしれないということを想定してというところからがあれなのですが、要するに現ナマで持っていないとだめなのだという話を盛んにしている気がする。だけれども、現ナマで持っていないなければならないというのは、銀行システムを使いませんと言っているのと一緒で、もしそうだとすれば千葉にお金があっても意味がないです。北海道で何かあったから北海道にお金を送らなければならないというときに、銀行システムがあるから千葉のお金を移せるのであって、銀行が使えない前提で現ナマで確保しなければだめなのだという話は始めたら、千葉にあっても全然意味がない。

そういうことから考えても、要するに予算上、どこがどういう制度の中で支出することができるかという権限の話と、それに対する資金繰りをどうしたらいいかということが、まさしく現金主義の予算の中でぴったりくっついてしまっている話なわけです。私はこんなふうに資金を持っている必要は全然ないと思います。

そのところが、ちょっと悪く考えると、昔からやってきたとおりだから今もそうなっているだけなのではないかなと疑うのです。

きょうの御説明を聞くと、国が国庫収入に入れるべきものをあえて入れないで2億5,000万円を宙ぶらりに置いておくというそのものがおかしいのではないかということと、そもそもこの制度があること自体が、本来必要ないことではないかということで、どうも疑念がいまだに晴れない気持ちです。

○藤永課長 先ほど千葉のほうで申し上げましたように、予算でセットを絶対できないのかと言われると、恐らくセットはできると思います。ただ、2億5,000万円は適正だとして、毎年2億5,000万円を予算セットして、使わないと毎年不用として戻る。

○石堂委員 そういう意味では、国が2億5,000万円を各年度歳出予算として措置して、使わなかったら不用で一旦戻してまたつけるという話をしているのではなくて、8つの施設で緊急のときには、こういう支出をしてもいいよということを決めてさえおけばいいのであって。

○藤永課長 それは借入れとかそういうことをしてということですか。

○石堂委員 借入れ云々というのは資金繰りの話であって、そういう支出をできるという予算上の権限を発注者である国と、受ける側である8つの施設がお互いに了解していればいいのであって、本当に大地震が来たね、そこで急に損害が発生したから、そのときにはあの根拠に基づいて金を支出すればいいという予算上の権限と、ではその金をどうやって調達するかということを分けて考えればいいだけではないですか。

○藤永課長 そのときにはそのお金は、今、石堂委員がおっしゃるような仕組みにすると、やはり国で何らかの形で持っておく必要があるということです。受託者が使えるように担保してあげるということは、国かどこかがやはり持っていないと、裏づけとなりません。

○石堂委員　そういう場合には、国が支出しますねという約束をしていればいいのであって。

○藤永課長　約束だけでは予算は動きませんので、やはり国は予算をセットしておかなければいけないということです。

契約だけでは国にお金が入りませんので、予算なら予算、預り金なら預り金という形でどこかにお金がないと担保できません。今、委員の御指摘のことであれば、毎年予算を要求してセットしては、不用で戻すということを繰り返す。それが本来の正しい姿なのかもわかりませんが、預り金が誤っているというつもりもありませんし、検査院にも一応そういうことで了解をいただいたということです。

○石堂委員　そういう意味では、前回の議論の中で予備費という話が出てきましたね。

○藤永課長　それに近いのかもわかりません。

ただ、委託事業には予備費という概念がないので、やはりどこかにないと、先ほども申し上げましたように、当然大きいことがあれば国は財政出動をしてくれると思います。ただ、やはり手続を踏んで補正を組んで国会を通してという大変なタイムラグが出ます。

前回も御説明したように、介護施設には停電しても命が危ないような方々がたくさんおられますので、本当に急を要する状態も想定されますので、やはりどこかで一定の額があるというのは、先ほども申し上げましたように8施設の受託者にとっても安心材料になるのではないかなという気はしております。そういうものがあってこそ受託者も多少は安心できるのではないかなという気はします。それは国が持っているか千葉施設の普通預金にあるかという違いはあると思いますけれども。

○尾花主査　預り金とすべきか毎年予算を組むべきかというのは、ほかの緊急を要する事業を運営されている諸官庁でも同じように直面することだとは思っているので、多分預り金として千葉施設の受託者に2億5,000万を預けるということが、余り見ないことであることから、委員のほうからも説明と確認と、本来そういう仕組みがいいのかどうかということをお聞きさせていただいたということだと思います。

今回の預り金の整理の御説明によって、千葉施設が破産したとしても、千葉施設と他施設の関係で何ら債権債務の問題は生じない。国と千葉施設の間で何か債権債務の回収の問題が生じるだけであるという整理ができたので、そういった意味で安心はしたのですが、他方千葉施設は非常に厳しい入札の基準をされているのですか。

○藤永課長　入札の基準も若干違いますし、契約書も千葉施設にはこの部分があります。

○尾花主査　わかりました。

○後藤参事官　事務局から質問させていただいてよろしいでしょうか。

配付いただいた4ページ目の資料、剰余金のイメージ図でございませぬけれども、3,000万円を2億5,000万から取り崩すということが書いてあるのですが、これは委託契約の変更でこの手続をすることはできないのでしょうか。

この手続は、委託契約外の別の手続で、金額の流れを国としては認めるということなの

でしょうか。委託費でできるというのは、他のものであれば事故の場合ですとか、緊急的な災害があった場合には、それで国が委託業者と契約しているものですから、その中で精算をして必要なものやっていくということで普通は行うのですけれども、このような仕組みを設けていないものですからお尋ねいたします。

○笹川職認官 委託契約書という意味では、委託契約書一本の中に記載されます。契約書の中で委託費の精算、入居費の精算、この運営預り金の管理という契約を締結しているということでございます。ですから、それぞれ精算を求めているものでございます。

○後藤参事官 こちらは入札の金額は委託費だけですね。この入居費に対する精算は情報開示の中では精算額が示されていますが、それはどのような基準で精算を伴うのかということが示されていないのですけれども、別途にあるということですか。

○笹川職認官 基準という意味では、経費のフレームというものを実施要項のほうにつけさせていただいておりますが、入居費の収入に対して支出はどれができるというものを特定しております。当然実施要項の中にも書かせていただいておりますけれども、使えるものについてはこういうものだということを書いた上で、それに使った残りのものについて返還をしていただくという整理でございます。

○後藤参事官 統括組織に関する運営経費ということで、北海道施設で7%程度の金額が載っております。一方で一般管理費については、委託費と入居費を合計して、15%までは認めるということが書かれておりました。それがフレームだったと思います。

現行の情報開示を見ますと、一般管理費相当額はゼロということでございまして、運営経費に相当するものは7%ということで情報開示されておりましたが、新規参入の方が入札をする際に契約をして、入札額の外側にある運営管理費ですとか、一般管理費というものに対しては、どのように精算されるのか。本部を移転したということで、例えば本部経費が多くなったとか、あるいは役員報酬が変わったといったときに、15%まで認められるということであれば、それは厚労省さんがお認めになることになるのですか。

○笹川職認官 この一般管理費につきましては、まず現行のもので開示がされていないというのは、現行受託者については一般管理費を計上していないので、ないということでございます。

あと、15%の範囲で認めるということで、精算の際は当初契約時の一般管理費の額そのものをもって精算するということですので、その中で幾ら実際にかかった経費がふえようが減ろうが、それは15%で精算をしていただくということでございます。

○後藤参事官 その点は実施要項のどこにございますか。あるいは統括組織の運営経費というものが固定されるのはどこに書いてございますか。

○笹川職認官 この実施要項自体には書いていないのですが、契約書の中で定めるということで考えております。

○尾花主査 今の点は非常に重要な点だと思いますので、実施要項で記載をお願いしたいと思います。

○藤永課長 わかりました。記載させていただきます。

○尾花主査 時間となりましたので、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施されるパブリックコメントの結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で了承することとさせていただきます。

本日はありがとうございました。